

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(三件)	(NPO活動促進室)	一
○有害図書類の指定	(青少年課)	二
○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	二
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	六
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	七
○県営土地改良事業の工事了	(農村振興課)	八
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	八
○土地収用法に基づく土地の立入りの許可	(用地課)	九
○道路の区域変更	(道路課)	九
○道路の供用開始	(同)	一〇
○昭和三十三年宮城県告示第百十号(水防警報を行う河川の指定)の一部 改正	(河川課)	一〇
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	一〇
○土地改良区役員の退任の届出	(大河原地方振興事務所)	一〇
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(水産振興課)	一〇
○開発行為に関する工事了	(建築宅地課)	一一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(会計課)	一一
教育委員会		
○博物館の登録		一一
公安委員会		一一

## 告 示

○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施

○警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条に規定する審査の実施

一三  
一四

○宮城県告示第六百五十三号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年六月十三日

特定非営利活動法人の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩  
栗原飛行場を利活用する市民の会

一 代表者の氏名 操 幸博

二 主たる事務所の所在地 栗原市瀬峰根岸四十一番地九

三 定款に記載された目的 この法人は、栗原市瀬峰にある栗原飛行場を有効利用する為の事業に自主的に取り組み、栗原市を含む近隣の市町村及び国・県と有効利用するための課題を解決しながら、産業の発展・市民生活の安全確保・文化・教育などに寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年五月二十一日

○宮城県告示第六百五十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年六月十三日

特定非営利活動法人の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩  
みやぎ事業再生・承継支援の会

一 代表者の氏名 白石 信興

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区一番町二丁目十四番二十七号

三 定款に記載された目的 この法人は、宮城県内における地域と企業のあるべき姿を模索し、人材を活性化させることによって自主独立の企業の再生、発展、承継が図られるように事業を企画・実施するとともに県民に対し、日常生活及び経済活動に係る知識・技術向上の諸事業を行い、地域社会づくり

四 申請のあった年月日  
平成二十年五月二十七日  
に寄与することを目的とする。

○宮城県告示第六百五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名  
伊勢 みゆき

二 主たる事務所の所在地  
仙台市青葉区春日町二番一号 せんだいメディアアテック七F ショック

三 定款に記載された目的  
この法人は、子ども、若者、子どもを取り巻く大人を対象に、一人ひとりの個性・能力を引き出し、社会で生きていくための力を育む。それと共に、学校・地域・企業・行政等の連携を活かした学校教育支援を通して、教育現場と地域社会を繋ぐことを目的とする。

四 申請のあった年月日  
平成二十年五月二十八日

○宮城県告示第六百五十六号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称  
事業所の所在地  
申請者の名称

ヘルパーステーションふるさと  
名取市飯野坂一丁目十番四十三号  
有限会社こすくす

事業所の名称  
事業所の所在地  
申請者の名称

平井内科  
柴田郡大河原町字甲子町三・五  
平井完史

事業所の名称  
事業所の所在地  
申請者の名称

平井内科  
柴田郡大河原町字甲子町三・五  
平井完史

事業所の名称  
事業所の所在地  
申請者の名称

平井内科  
柴田郡大河原町字甲子町三・五  
平井完史

事業所の名称  
事業所の所在地  
申請者の名称

平井内科  
柴田郡大河原町字甲子町三・五  
平井完史

事業所の名称  
事業所の所在地  
申請者の名称

平井内科  
柴田郡大河原町字甲子町三・五  
平井完史

事業所の名称  
事業所の所在地  
申請者の名称

平井内科  
柴田郡大河原町字甲子町三・五  
平井完史

事業所の名称  
事業所の所在地  
申請者の名称

平井内科  
柴田郡大河原町字甲子町三・五  
平井完史

事業所の名称  
事業所の所在地  
申請者の名称

平井内科  
柴田郡大河原町字甲子町三・五  
平井完史

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	CHUッススペシャル 7月号	(株)フニマガジン社
二	雑誌	BOMBER SUPER LADY vol. 10	KKベストセラーズ
三	雑誌	海賊NO.1 7月号	(株)竹書房
四	雑誌	Special AYA 7月号	(株)宙出版
五	雑誌	レディースコミックタブー 7月号	三和出版(株)
六	雑誌	コミックちよいエス! vol. 10	(株)茜新社

二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第六百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称  
事業所の所在地  
申請者の名称

名取市本郷字町田四十六番  
平成二十年三月一日

事業所の名称  
事業所の所在地  
申請者の名称

名取市飯野坂一丁目十番四十三号  
平成二十年六月十三日

事業所の名称  
事業所の所在地  
申請者の名称

平井内科  
柴田郡大河原町字甲子町三・五  
平井完史

事業所の名称  
事業所の所在地  
申請者の名称

平井内科  
柴田郡大河原町字甲子町三・五  
平井完史

事業所の名称  
事業所の所在地  
申請者の名称

平井内科  
柴田郡大河原町字甲子町三・五  
平井完史

事業所の名称  
事業所の所在地  
申請者の名称

平井内科  
柴田郡大河原町字甲子町三・五  
平井完史

事業所の名称  
事業所の所在地  
申請者の名称

平井内科  
柴田郡大河原町字甲子町三・五  
平井完史

三 訪問リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
平井内科	柴田郡大河原町字甲子町三・五	平井完史	柴田郡大河原町字甲子町三・五	平成二十年一月十日

四 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
関上クリニック	名取市関上字庚申塚六十一番地の一	医療法人オールグリーン	名取市関上字庚申塚六十一番地の一	平成十九年十月一日
平井内科	柴田郡大河原町字甲子町三・五	平井内科平井完史	柴田郡大河原町字甲子町三・五	平成二十年一月十日
医療法人社団フォー・スマイル社のまちクリニック	黒川郡大和町杜の丘二丁目十四番二号	医療法人社団フォー・スマイル	黒川郡大和町杜の丘二丁目十四番二号	平成二十年三月一日

五 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
サポートデイ・白石	白石市福岡蔵本字茶園六十二番地一	有限会社福祉文化社	白石市福岡長袋字永坂十三番地二	平成二十年三月三日
サポートセンターころんぶす清水	栗原市一迫真坂字清水玉屋二十番地の三	特定非営利活動法人みやぎ身体障害者サポートクラブ野澤タキ子	栗原市一迫真坂字清水玉屋二十番地の三	平成二十年三月一日
デイサービスひなげしの丘	大崎市松山千石字松山三百五十四・一	有限会社ボブラ	遠田郡美里町牛飼字牛飼三十八番地の一	平成二十年三月十七日
介護の里桜日和	大崎市古川新田字大西一番地六十一	プロンプター甲斐有限公司	大崎市古川飯川字妻害六百四十九	平成二十年三月二十四日

六 短期入所療養介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
介護老人保健施設丸森ロイヤルケアセンター	伊具郡丸森町字鳥屋九番一	医療法人財団明理会丸森ロイヤルケアセンター	伊具郡丸森町字鳥屋九番二	平成二十年三月十二日

七 認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日

大輪の郷グループホーム松島	宮城郡松島町桜渡戸字久ノ下五番地九十一	東輝コーポレーション株式会社	東京都港区浜松町一丁目三十番五・千九百四号	平成二十年三月十日
---------------	---------------------	----------------	-----------------------	-----------

八 福祉用具貸与				
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
バイタルケア名取	名取市下余田字鹿島十番地	株式会社バイタルケア	名取市下余田字鹿島十番地	平成十九年十月五日
介護ショッププえにし	名取市大手町一丁目六番五号	有限会社縁	名取市大手町一丁目六番五号	平成二十年三月一日

九 居宅介護支援事業				
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ケアプランセンターふるさと	名取市飯野坂一丁目十番四十三号	株式会社介護福祉支援センター名取事業所	名取市飯野坂一丁目十番四十三号	平成二十年三月一日
合同会社ウエルネスケアきずな	柴田郡大河原町金ヶ瀬字町八十一・一	合同会社ウエルネスケアきずな	柴田郡大河原町金ヶ瀬字町八十一・一	平成二十年三月一日

十 介護予防訪問介護				
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ヘルパーステーションふるさと	名取市飯野坂一丁目十番四十三号	有限会社こすこす	名取市本郷字町田四十六番	平成二十年三月一日

十一 介護予防訪問看護				
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
平井内科	柴田郡大河原町字甲子町三・五	平井完史	柴田郡大河原町字甲子町三・五	平成二十年一月十日

十二 介護予防訪問リハビリテーション				
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
平井内科	柴田郡大河原町字甲子町三・五	平井完史	柴田郡大河原町字甲子町三・五	平成二十年一月十日

十三 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
平井内科	柴田郡大河原町字甲子町三・五	平井完史	柴田郡大河原町字甲子町三・五	平成二十年一月十日
医療法人社団フォー・スマイル社のまちクリニック	黒川郡大和町杜の丘二丁目十四番二号	医療法人社団フォー・スマイル	黒川郡大和町杜の丘二丁目十四番二号	平成二十年三月一日
関上クリニック	名取市関上字庚申塚六十一番地の二	医療法人オールグリーン	名取市関上字庚申塚六十一番地の二	平成十九年十月一日

十四 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
サポートデイ・白石	白石市福岡蔵本字茶園六十二番地一	有限会社福祉文化社	白石市福岡長袋字永坂十三番地一	平成二十年三月三日
サポートセンターころんぶす清水	栗原市一迫真坂字清水玉屋二十番地の三	特定非営利活動法人みやぎ身体障害者サポートクラブ野澤タキ子	栗原市一迫真坂字清水玉屋二十番地の三	平成二十年三月一日
デイサービスひなげしの丘	大崎市松山千石字松山三百五十四・一	有限会社ポブラ	遠田郡美里町牛飼字牛飼三十八番地の二	平成二十年三月十七日
介護の里桜日和	大崎市古川新田字大西一番地六十一	プロンプター甲斐有限会社	大崎市古川飯川字妻害六百四十九	平成二十年三月二十四日

十五 介護予防短期入所療養介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
介護老人保健施設丸森ロイヤルケアセンター	伊具郡丸森町字鳥屋九番一	医療法人財団明理会丸森ロイヤルケアセンター	伊具郡丸森町字鳥屋九番一	平成二十年三月十一日

十六 介護予防福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
バイタルケア名取	名取市下余田字鹿島十番地	株式会社バイタルケア	名取市下余田字鹿島十番地	平成十九年十月五日
介護ショップえにし	名取市大手町一丁目六番五号	有限会社縁	名取市大手町一丁目六番五号	平成二十年三月一日
ハウジングライフパートナー	柴田郡大河原町字南七十九番地二	株式会社白石ハウジング	柴田郡柴田町船岡中央二丁目四番四十九号	平成十九年十二月二日

十七 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	グループホームやすらぎ苑古川	事業所の所在地	大崎市古川小野字一ノ坪四十三番百一	申請者の名称	株式会社東北医療福祉システムス	申請者の所在地	仙台市太白区向山二丁目十三・二十一	指定年月日	平成二十年三月一日
--------	----------------	---------	-------------------	--------	-----------------	---------	-------------------	-------	-----------

十八 特定福祉用具販売

事業所の名称	ハウピングライフパートナー	事業所の所在地	柴田郡大河原町字南七十九番地二	申請者の名称	株式会社白石ハウピング	申請者の所在地	柴田郡柴田町船岡中央二丁目四番四十九号	指定年月日	平成十九年十二月一日
--------	---------------	---------	-----------------	--------	-------------	---------	---------------------	-------	------------

十九 特定介護予防福祉用具販売

事業所の名称	バイタルケア名取	事業所の所在地	名取市下余田字鹿島十番地	申請者の名称	株式会社バイタルケア	申請者の所在地	名取市下余田字鹿島十番地	指定年月日	平成十九年十月五日
事業所の名称	ハウピングライフパートナー	事業所の所在地	柴田郡大河原町字南七十九番地二	申請者の名称	株式会社白石ハウピング	申請者の所在地	柴田郡柴田町船岡中央二丁目四番四十九号	指定年月日	平成十九年十二月一日

○宮城県告示第六百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

旧	医療法人社団健育会ひまわり在宅ケアステーション	新	医療法人社団健育会中央介護センター	事業所の名称	医療法人社団健育会	事業所の所在地	石巻市門脇町一丁目三番一十二号東郷会館内	開設者の名称	医療法人社団健育会	開設者の所在地	東京都板橋区東坂下一丁目十九番九号	変更年月日	平成二十年二月二十二日
旧	医療法人社団健育会ひまわり在宅	新	医療法人社団健育会中央介護センター	事業所の名称	株式会社ツクイ	事業所の所在地	石巻市門脇町一丁目三番一十二号東郷会館内	開設者の名称	株式会社ツクイ	開設者の所在地	神奈川県横浜市港南区上大岡西二丁目六番一号	変更年月日	平成十九年九月一日
旧	医療法人社団健育会ひまわり在宅	新	医療法人社団健育会中央介護センター	事業所の名称	株式会社ツクイ	事業所の所在地	石巻市門脇町一丁目三番一十二号東郷会館内	開設者の名称	株式会社ツクイ	開設者の所在地	神奈川県横浜市港南区上大岡西二丁目六番一号	変更年月日	平成十九年九月一日
旧	医療法人社団健育会ひまわり在宅	新	医療法人社団健育会中央介護センター	事業所の名称	株式会社ツクイ	事業所の所在地	石巻市門脇町一丁目三番一十二号東郷会館内	開設者の名称	株式会社ツクイ	開設者の所在地	神奈川県横浜市港南区上大岡西二丁目六番一号	変更年月日	平成十九年九月一日



平井内科	柴田郡大河原町字甲子町三・五	社会福祉法人気仙沼市福祉事業団	通所介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護	平成二十年三月三十一日
アースサポート株式会社古川在宅サービスセンター	大崎市古川字上古川百四十五番地	社会福祉法人気仙沼市福祉事業団	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年三月三十一日
登米市立登米病院	登米市登米町寺池桜小路百番地	登米市長	居宅介護支援事業	平成二十年三月三十一日
多賀城市中央地域包括支援センター	多賀城市中央二丁目一番一号	多賀城市長	介護予防支援	平成二十年三月三十一日
シルバールンタルサービス仙台	名取市大手町六丁目三番一号	株式会社サナムディックス	福祉用具貸与、福祉用具販売	平成二十年二月二十九日
気仙沼市ホームヘルプサービス事業所	気仙沼市潮見町十八番地	社会福祉法人気仙沼市福祉事業団	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年三月三十一日
一景島在宅介護支援センター	気仙沼市潮見町十八番地	社会福祉法人気仙沼市福祉事業団	居宅介護支援事業	平成二十年三月三十一日
気仙沼市やすらぎデイサービスセンター	気仙沼市錦町二丁目五番十号	社会福祉法人気仙沼市福祉事業団	通所介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護	平成二十年三月三十一日

○宮城県告示第六百六十号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

野 蒜	経営体育成基盤整備事業	平成二十年三月二十六日
地区名	事業の名称	工事完了年月日

○宮城県告示第六百六十一号

建設業法（昭和二十四年法律第九十号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日  
平成二十年六月五日
- 二 商号又は名称等

株式会社齋藤工務店 齋藤 秀明	大崎市古川西館三丁目一・三十	般・特十八第九十号	全部廃業 特定建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 管工事業 水道施設工事業 一般建設工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 防水工事業 消防施設工事業	平成二十年五月十四日
株式会社ワイエムプラン 松村 あつ子	巨理郡山元町坂元字道合三十七	般・十七第四千三十七号	全部廃業 建設工事業 土木工事業 水道施設工事業	平成二十年五月十二日
有限会社丸政土木 横山 孝子	加美郡加美町下新田字新田十・二	般・十七第四千六百八十一号	一部廃業 建設工事業	平成二十年五月十五日
有限会社熊谷合工務店 熊谷 和雄	仙台市青葉区みやぎ台二丁目十一・十五	般・十八第九千二百四十八号	全部廃業 建築工事業	平成二十年五月七日



豊和建設工業株式会社 式社 幸一 石鉢	磯田板金 磯田 直行	有限会社東邦総 合開発 大村 安春	株式会社鈴木工 業 成幸 鈴木	株式会社オノデ ラ 野寺 繁	寿建設株式会社 一 條 和久
仙台市青葉区木町通二 丁目二、八	大崎市田尻無栗字新山 沢五十一、二	石巻市門脇明神二十九 、三	登米市南方町中高石五 十八、三	多賀城市笠神五丁目八 、三	東松島市赤井字星場二 百四十三、二
般・特・十五 第一万七千四 十六号	般・十五 一万六千九 百六十七号	般・十五 一万五千二 百六十号	般・十五 五千五百 九十九号	般・十八 一万三百一 号	般・十七 九千三百二 十三号
全部廃業 特定建設業 建築工事業 大工事業 左官工事業 とび・土工 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが ブロック工事 鋼構造物工事 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装工事業 熱絶縁工事業 建築員工事業 一般建設業 土木工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事 水道施設工事業	全部廃業 一般建設業 屋根工事業 板金工事業	一部廃業 一般建設業 造園工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工 石工事業 鋼構造物工事業 管工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事 塗園工事業 造園施設工事業 水道施設工事業	全部廃業 一般建設業 とび・土工 土木工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工 石工事業 管工事業 ほ装工事業 造園施設工事業 水道施設工事業
平成二十年 五月十五日	平成二十年 五月二日	平成二十年 五月十五日	平成二十年 五月一日	平成二十年 五月二日	平成二十年 五月九日

<p>三 許可取消しの原因</p> <p>建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当</p> <p>○宮城県告示第六百六十二号</p> <p>土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定により立入りを許可したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十年六月十三日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>			
変更の区間	変更の前後	敷地の幅員	敷地の延長
前 A	前 A	六・五丁	九六二・三
		(メートル)	(メートル)
		〇	
Bは、関係図	備考		

一 起業者の名称 東日本高速道路株式会社

二 事業の種類 高速自動車国道常磐自動車道新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域 山元町小平字須崎地内並びに鷲足字真魚板橋、字南中江及び字中筋地内並びに山寺字赤坂、字日向、字谷原、字涌沢、字石垣、字的場及び字南原地内並びに浅生原字山王、字内手、字上大沢、字下大沢、字原及び字上宮前地内並びに高瀬字西石山原、字北山神及び字南山神地内並びに真庭字北鹿野、字鹿野及び字新田地内並びに坂元字影倉一、字影倉三、字影倉四、字影倉五、字上原、字荷駄場三、字荷駄場四、字瀬賀美一、字瀬賀美二、字上小山、字立長坂二、字立長坂三、字蛙館、字畑形山、字蛙、字法羅、字長沢、字永沢、字鎌町、字鈴ヶ入一、字鈴ヶ入二、字杉内、字館野甲及び字館野丙地内

四 立ち入ろうとする期間 平成二十年六月二十六日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年六月十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 石巻河北線

三 道路の区域

石巻市大瓜字上小塚七番一地先から 同市大瓜字鐘四九番一地先まで		後		面に表示する 敷地の区分を いう。	
A	一〇・〇〇 四一・〇〇	B	一三・〇〇 三〇・〇〇	九六二・三	三三八・〇

○宮城県告示第六百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年六月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	石巻市北上町十三浜字狐合地無番地先から 同市同町十三浜字吉浜無番地先まで	平成二十年 六月三十日

○宮城県告示第六百六十五号

昭和三十三年宮城県告示第一百十号（水防警報を行う河川の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年六月十三日から施行する。

平成二十年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表七北田川の項中、「今市橋」を、「泉区赤生津大橋」に、「河口」を、「海」に改める。

○宮城県告示第六百六十六号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・四・一六七 駅前大通線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、角田隈東土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年六月十三日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 土 井 敏

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十年五月十二日	氏家清一	角田市尾山字横町四十九番地	理事

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号） 百キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十年七月二十四日 午前九時

4 納入場所 宮城県石巻港新宮城丸

5 入札方式 一般競争入札（電子入札）

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 開札日時までに物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。

なお、物品調達等に係る競争入札参加資格がない者で入札参加を希望する者は、物品調達等の競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二二・三三三三）へ平成二十年七月一日までに申請し、入札参加資格を取得することができる。

3 当該物品を船舶に相当数納入した実績を有すること。

(一) 当該納入実績を証する書類を平成二十年七月八日までに三の1に掲げる場所に提出すること。

(二) 開札日までの間において、入札執行者から(一)の書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項等を示す場所及び入札説明書の交付場所

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課調整班(担当 田松光徳 電話〇二二・二二一・二九三四)

2 入札説明書の交付期間 平成二十年六月十三日から平成二十年七月八日まで

3 入札書の提出期限

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十年七月十日午前九時から平成二十年七月十六日午後五時まで

(二) 郵便による提出 入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明書付書留郵便にて提出すること。なお、入札書は平成二十年七月十四日までの消印のもので、平成二十年七月十六日午後五時十五分までに到達したものに限り。

入札書を持参する場合は、4の開札日時及び場所に持参すること。

4 開札の日時及び場所 平成二十年七月十七日午前十時 宮城県庁行政舎十二階 一一〇四会議室

5 問い合わせ先 宮城県農林水産部水産振興課調整班(担当 田松光徳 電話〇二二・二二一・二九三四)

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する

消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とする事の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Item(s) to be Procured : Fuel oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.2) 100 Kiloliters

2 Deadline for Delivery : July 24, 2008, 9 : 00 am.

3 Place of Delivery : Shin-Miyagimaru, Port of Ishinomaki, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : July 16, 2008

5 Contact Person : Koutoku Tamatsu, General Affairs Section, Fisheries Industry Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2934

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十年六月十三日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
多賀城市笠神三丁目三十二番九、三十二番十一、三十二番十四及び三十三番  
仙台市宮城野区原町一丁目一番八十五号  
株式会社コルティモ

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十年六月十三日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県財務総合管理システム（旅費システム）改修業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から平成二十一年一月三十日まで

4 履行場所 宮城県庁舎ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

2 1 以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

8 次に掲げる認証制度のいずれも取得していること。

(一) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度

(二) ブライバシーマーク制度

9 情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令（平成十九年経済産業省令第七十九号）によ

る改正前の情報処理技術者試験の区分等を定める省令（平成九年通商産業省令第四十七号）の表の、上欄に掲げるアプリケーションエンジニア試験の合格者又は当該試験と同等と認められる資格の保有者を雇用し、かつ、本業務に従事させることができること。

10 過去三年以内に情報システムの開発に係る業務委託契約（請負額一千万円以上に限る。）を締結し、履行した実績を有すること。

11 業務を共同連帯して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企業連合」という。）にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1又は2に該当し、かつ、3から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から10までの要件を満たしていること。

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本人札に参加していないこと。

12 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

13 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二一一・三三三三）へ平成二十年六月二十六日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書の交付期限  
宮城県出納局会計課給与旅費班（電話〇二二・二一一・三三三三）  
平成二十年六月三十日（月）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十年六月二十五日（水）午後五時まで1あて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査  
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成二十年七月二十三日（水）午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。

5 開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十年七月二十四日(木)午前十時(開場午前九時四十五分)
  - (二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政舎十四階出納局会議室
- 四 入札に参加することができない者  
二に定める資格を有しない者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
  - 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。
  - 3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。
  - 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
  - 5 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。
  - 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とする事の有無 無
  - 7 契約書作成の要否 無
  - 8 詳細は入札説明書による。
- 六 概観
- Summary
- 1 Nature and Quantity of the Services to be Procured : Upgrading financial affairs comprehensive management system (travel expense system) -1 set
  - 2 Period of Contract : From the day the contract is signed to January 30, 2009
  - 3 Place of Service : Miyagi Prefectural Government offices and other locations
  - 4 Deadline for Bid : July 23, 2008, 5 : 00 pm.
  - 5 Contact : Payroll and Travel Expense Section, Accounting Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan.  
Tel.: 022-211-3317

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十一号  
博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十条の規定により、次のとおり博物館として登録した。  
平成二十年六月十三日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸一

- 一 博物館の名称 仙台市天文台
- 二 博物館の所在地 仙台市青葉区錦ヶ丘九丁目二十九番地の三十一
- 三 設置者の名称及び住所 仙台市 仙台市青葉区国分町三丁目七番一号
- 四 登録記号番号 宮城県 第二十一号
- 五 登録年月日 平成二十年六月五日

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第104号  
警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。  
平成20年6月13日

宮城県公安委員会

委員長 藤 崎 三郎助

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)

(2) 実施期日

平成20年7月15日(火)から平成20年7月17日(木)までの3日間(7月15日から同月16日までの2日間は、午前9時30分から午後3時50分まで、同月17日は、午前9時30分から午前11時20分までとし、午前11時30分から修了検査を実施する。)

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号  
社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

40人

<p>4 受講対象者</p> <p>受講申込日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に2号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講手続</p> <p>(1) 申込み受付期間 平成20年6月25日（水）から平成20年7月8日（火）まで（土・日曜日を除く。）の10日間（毎日午前9時から午後5時00分まで）ただし、先着順に受け付け、受講定員に達した場合は、受付期間内であつても締め切る。</p> <p>(2) 申込書の提出先 宮城県内の各警察署生活安全課 なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通 ウ 受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書面 1通</p>	<p>(ア) 前記4-(1)に該当する者 最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者が作成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 前記4-(2)に該当する者 1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記4-(3)に該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 前記4-(4)に該当する者 旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記4-(5)に該当する者 旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書</p> <p>イ 代理人が提出する場合は本人からの委任状</p> <p>(4) 受講手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第63の項に基づき、14,000円の額に相当する宮城県収入証紙により受講申込時に納付すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>6 講習の委託先 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 社団法人宮城県警備業協会</p> <p>7 その他 講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課（電話番号022-221-7171 内線3184） ○宮城県公安委員会告示第105号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。 平成20年6月13日</p>
---	---

<p>1 審査に係る警備業務の種類及び級</p> <p>(1) 検定期則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級</p> <p>(2) 検定期則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級</p> <p>2 実施期日</p> <p>(1) 前記1に掲げる警備業務の種類に係る1級の審査 平成20年7月24日（木）午前9時30分から午後1時00分まで</p> <p>(2) 前記1に掲げる警備業務の種類に係る2級の審査 平成20年7月24日（木）午後1時30分から午後5時00分まで</p> <p>3 実施場所 仙台市泉区高森2丁目1番地の39 仙台地域職業訓練センター</p> <p>4 審査定員 前記1に掲げる警備業務の種類ごとに1級・2級それぞれ30人</p> <p>5 審査対象者 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定期則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。</p> <p>(1) 空港保安警備業務1級 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級（以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>(2) 施設警備業務1級 旧検定の常駐警備に係る旧1級検定に合格した者</p> <p>(3) 空港保安警備業務2級 旧検定の空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定期則第1条第2項に規定する2級（以下「旧2級検定」という。）に合格した者</p> <p>(4) 施設警備業務2級 旧検定の常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者</p>	<p>6 審査内容</p> <p>審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）</p> <p>7 審査申請手続</p> <p>(1) 審査申請の受付期間 平成20年7月3日（木）から平成20年7月16日（水）まで（土・日曜日を除く。）の10日間（毎日午前9時から午後5時00分まで）ただし、先着順に受け付け、審査定員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申請書の提出先 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。ただし、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>ア 宮城県内に住所を有する者 住所地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>イ 宮城県内に住所を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>ウ 宮城県内に住所を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの 住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>エ 前記アからウのいずれにも該当しない者で、宮城県公安委員会から旧検定期則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けているもの 旧検定合格証の交付を受けた警察署生活安全課</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 審査申請書（検定期則別記様式） 1通</p> <p>イ 旧検定合格証の写し 1通</p> <p>ウ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。） 1葉</p> <p>エ その他</p> <p>（イ） 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者は、宮城県内の住所地を疎明する書面 1通</p> <p>（イ） 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>（ウ） 旧検定合格証の交付を受けた警察署生活安全課に提出する者は、住所地を疎明する書面</p>
--	--

1 通

(4) 審査手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第70の2項に基づき、4,700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

なお、既納の審査手数料は、還付しない。

- 8 審査の実施に関し必要な事項  
審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。

- 9 その他  
審査に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課(電話番号022-221-7171 内線3184)